○岡山理科大学今治キャンパスにおける動物実験等に関する取扱細則

第１章　総則

（目的）

第１条　岡山理科大学今治キャンパスにおける動物実験等に関する取扱細則（以下、「本細則」という。）は、岡山理科大学における動物実験に関する取扱規程（以下、「全学規程」という。）に加えて、米国科学アカデミーの「実験動物の管理と使用に関する指針（第８版）」（以下、「ILAR ガイド第８版」という）を踏まえた動物実験等を適正で安全に行うために必要な今治キャンパスにおける取扱事項を定めることを目的とする。

（基本原則）

第２条　全学規程第２条第１項に示されることに加え、動物実験等を行うものは、動物のウエルビーイングに対して責任を負わなければならない。

（定義）

第３条　全学規程第３条の各号に定義された事項の他、以下に定めるところによる。

(1) 今治キャンパス運営責任者　今治キャンパスおいて全学規程第５条第４項に基づき学長の責務を代行する者をいう。

(2) 管理獣医師　今治キャンパスで飼養・保管する実験動物の健康とウエルビーイングに関し責任を負う獣医師をいう。また、管理獣医師は ILAR ガイド第８版における Attending Veterinarian の任務を行う獣医師をいう。

第２章　組織

（今治キャンパス運営責任者の責務）

第４条　今治キャンパス運営責任者は、以下の各号を含む、今治キャンパスにおける実験動物の管理と使用に関する活動計画の運営に責任を持ち、その実施状況や結果等について適切な頻度で学長に報告しなければならない。

(1) 岡山理科大学全学動物実験管理委員会規程第３条第３項に基づく今治キャンパス動物実験管理部会の委員及び管理獣医師の任命

(2) 今治キャンパス動物実験管理部会長、管理獣医師及びその他の関係者から、実験動物の管理と使用に関するニーズについて定期的に報告を受け、必要に応じて改善施策を講じること。

(3) 今治キャンパスにおける動物施設の整備調整

(4) 今治キャンパスにおける動物の管理及び使用に関する手順書やガイドライン等の制定／改訂、教育訓練並びに自己点検・評価・検証がそれぞれ適切に行われるように指導すること。

(5) 今治キャンパスにおける動物実験に係る労働安全衛生活動の推進

(6) その他、今治キャンパスにおける動物実験等の適正な実施に必要な事項

（管理獣医師の責務）

第５条　管理獣医師の責務は以下の各号のとおりとする。

(1) 実験動物の健康とウエルビーイングを確実にするため、必要な場合、すべての動物へのアクセス権限を行使すること、並びに緊急時、動物を苦痛から解放するための最終判断を行う権限を行使すること。

(2) 緊急時のケアのため、勤務時間帯以外や休日を含め、常に待機すること。

(3) 実験動物の導入・輸送、予防医学、健康モニタリング、臨床ケア、外科手術、周術期管理、苦痛の緩和などの獣医学的ケアプログラムに関する監督

(4) 日々の動物観察における異常が報告される体制を構築すると共に、自らも定期的に動物の健康とウエルビーイングを点検すること。

(5) 麻酔・鎮痛、手術、周術期ケアの監視・指導、並びに実験計画におけるそれらについての助言。動物の飼育管理における監視・指導

(6) 今治キャンパスにおける実験動物の管理及び使用に関するニーズの今治キャンパス運営責任者への定期的な報告

(7) その他、今治キャンパスにおける実験動物の適切な管理と使用のために必要な事項

２　管理獣医師は、必要に応じ、その責務の一部について、適切な資格、知識あるいは／及び経験を有する者に委嘱する、又は代行させることができる。

第３章　動物実験等の実施

（遵守事項）

第６条　動物実験責任者は、全学規程第９条の他、以下の各号を遵守して実験等を行わなければならない。

(1) 動物の身体の拘束については以下のことを遵守する。

・拘束は必要最小の時間とし、みだりに長時間の拘束を行わない。

・拘束に馴化しない動物は実験等から除外する。

・拘束に伴いケガや体調不良が生じた動物には速やかに獣医学的ケアを施す。

・拘束器具を通常の飼育目的で使用しない。

(2) 実験処置による予想外の結果（例：予想外の高死亡率や遺伝子改変動物の予想外の表現型など）により、動物のウエルビーイングに悪影響がみられた場合は、今治キャンパス動物実験管理部会へ報告し、以後の実験における動物福祉への対策について審議を受けること。

(3) 承認された動物実験計画書の目的とは異なる目的での動物の使用、並びに承認された動物実験計画書における動物への処置以外の処置は行ってはならない。

（飼養保管施設の基準）

第７条　全学規程第 11 条飼養保管施設の基準の他、以下の事項を満たさなければならない。

(1) ILAR ガイドで推奨される動物の飼育スペース及びその他の一時囲い等への要求事項に応じた飼育器材・設備を備えること。

(実験室の基準)

第８条　全学規程第 13 条実験室の基準の他、以下の内容を満たさなければならない。

(1) 実験室での動物の保管に際し、通常の飼育室の環境条件を著しく逸脱するようなことがないこと。

(健康管理)

第９条　全学規程第 20 条実験動物の健康管理に関する遵守事項の他、以下の事項を厳守しなければならない。

(1) 飼養保管中あるいは実験中の動物に健康上の問題がみられた場合は、管理獣医師に報告する。動物は予め計画書または手順書等で決められた手順で処置を行うか、管理獣医師と協議の上、その指示に従うこと。

第４章　安全管理

(岡山理科大学安全対策マニュアルの遵守)

第 10 条　全学規程第 28 条岡山理科大学安全対策マニュアルの遵守の他、以下の事項を厳守しなければならない。

(1) 自らの健康管理に留意し、病気の兆候が見られるときは動物区域に入らないこと。また、作業中にアレルギー症状や咬傷、その他傷病が発生した場合又は発見した場合は、作業を中止し又は中止させ、速やかに健康管理センターへ連絡するなど救急対応をとるともに所属長へ報告すること。

(2) 動物飼育室あるいは動物を使用する実験室内での飲食及び喫煙を行ってはならない。また、動物室や実験室用の服装のまま施設外に出てはならない。

第５章　雑則

第 11 条　本細則に定めるもののほか、今治キャンパスにおける実験動物の管理と使用に関し必要な事項（実験動物の管理と使用に関する手順書等）は別に定める。

(改廃)

第 12 条　本細則の改廃は、岡山理科大学今治キャンパス動物実験管理部会及び岡山理科大学全学動物実験管理委員会の審議を経て学長が決定する。

附　則（令和２年 10 月 28 日　第７回大学協議会）

この細則は令和２年 10 月 28 日より施行する。

２　「岡山理科大学獣医学部における動物実験に関する取扱内規」（平成 30 年 4 月 1 日施行）は、令和２年 10 月 28 日をもって廃止する。